

大津地裁による高浜原発運転差止・仮処分決定を受けて

2015年3月10日

大飯原発差止訴訟・福井弁護士

団長 佐藤 辰弥

3月9日、大津地裁は、関西電力高浜原発3,4号機の運転を禁止する仮処分決定を発令しました。これを受け、関西電力も、汚染水漏れや緊急停止といった相次ぐトラブルによって停止中の4号機に加え、3号機についても運転停止の受付に入りました。日本史上初めて、司法判断により、運転中の原発が停止したことになります(注1)。

福島原発事故が、きわめて広範かつ深刻な被害を現在も与え続けていることは、誰もが知っていることです。同様の事態を二度と引き起こしてはならないことは、誰もが同意するところです。

2014年5月21日に福井地方裁判所が大飯原発3,4号機(以下「本件原発」)の運転差止を命じる判決(以下「本判決」)を言い渡し、その理由として①基準地震動を超える地震動が本件原発を襲う可能性があること、②基準地震動以下の地震動によってすら外部電源や主給水ポンプが破損し、原子炉の冷却ができなく可能性があること、③使用済み核燃料が堅固な容器で覆われていないこと等を指摘したのは、言うまでもなく、このような福島原発事故が投げかけた問いを重く受け止めたからです。同年11月の大津地裁決定は、基準地震動の策定方法など、原発の危険性そのものは本判決と同様の認識に立った上で、このような危険な原発を規制委員会が拙速に許可するはずがないという理由で保全の必要性を否定しました。それにもかかわらず、規制委員会は、これらの司法判断を真摯に受け止めることなく、上記の指摘を踏まえて規制基準を見直さなかったのばかりか、新規制基準にすら抵触する高浜原発の可燃性ケーブルを看過し、あまつさえ老朽化した高浜原発1,2号機すら新規制基準に適合しているとする審査書案を了承しました。

今回の大津地裁決定が、規制委員会の審査過程を問題視し、規制委員会が許可したという事実によっては原発の安全性が示されたとはいえない、新規制基準が福島原発事故に学んだものなのか不安を覚えざるを得ない、と明確に述べたのは、きわめて当然のことであり、社会が司法に求める役割を十二分に果た

したものとして、当弁護団としても、深い敬意を表したいと思います。

関西電力は、本判決、2015年4月の福井地裁による高浜原発差止仮処分、そして今回の大津地裁による高浜原発差止仮処分といった、3度の司法判断を今度こそ真摯に受け止め、社会にとっての脅威であるのはもとより、いまや自社にとっても危険な冒険となった原発再稼働を速やかに断念し、自然エネルギーへの転換を速やかに図るべきです。また、規制委員会は福島原発事故の原因・機序を徹底調査の上で、規制基準を見直してこれらの司法判断の指摘を規制基準に反映させ、かつ、基準を厳正に運用しなければなりません。また、政府は、2030年に原発による発電を20～22%とする等という非現実的なエネルギー政策を根本から見直して、原発への経済的優遇を自然エネルギーへの支援に切り替えるとともに、これまでの原発立地地域が原発に頼らず経済再建を図れるよう、全力を尽くすべきです。

そして、当弁護団は今後も、歴史的な大津地裁決定を生み出した大津の原告団・弁護団をはじめとする広範な市民と手をつなぎ、改めて、控訴審においても本判決を守り抜くため、全力を尽くしていきます。

(注1) 2015年4月14日に福井地方裁判所が同原発の運転を差し止める仮処分決定を出したときは、高浜原発は運転を停止していました。